

赤平空き店舗活用支援事業補助金交付規程

【事業の目的】

- ・赤平商工会議所が指定する空き店舗を活用して開業する場合、この経費の一部を助成することで、商店街の賑わいをつくり商業の活性化を図ることを目的とする。

【赤平商工会議所が指定する空き店舗要件】

- ・赤平市内に分布する商店街地域における空き店舗で、かつ赤平商工会議所が作成した「赤平空き店舗情報」に登録されていること。

【補助対象者】

- ・赤平商工会議所が指定する空き店舗で開業する事業者（新規開業者及び2店舗以上の開業者）。ただし、業種制限あり。

【補助対象業種】

- ・卸売業、小売業及び飲食サービス業、生活関連サービス業とする。ただし会頭が認めたときは上記以外の事業を対象とすることができます。なお、対象業種であっても会頭が不適当と認めた場合は補助対象事業としない。

【補助対象経費及び補助対象期間、補助額】

- ・店舗を活用して営業する場合、開業準備一時金として15万円のほか、その他すべての経費を対象に月額3万円を営業開始日から3年間。

【補助金の申請及び決定】

- ・補助金を受けようとする者は、赤平空き店舗活用支援事業補助金交付申請書に定められた書類を添付して会頭に提出する。
- ・会頭は、申請内容について十分に審査した上で補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請した者に通知する。

【補助金の交付要件】

- ・補助事業を中止、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ会頭の承認を受けること。この場合、以降の補助金は交付しない。

【補助金の交付】

- ・事業者から補助事業がスタートした時点（開業日）以降に補助金請求書を会頭が受理した日から 10 日以内に交付する。交付方法については次のとおりとする。
 - ①開業準備一時金（15万円）については一括交付。
 - ②その他の補助金については年間均等割り四半期ごとに交付。

【附則】

- ・本規程は、平成29年5月25日から施行する。